

財務省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案事業検討専門委員会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【広島市】氏名等届出書については、遺族の高齢化等を踏まえた手続きの簡素化の観点から、財務省提案のとおり、受理システムにより出力する取扱いとすることが適当と考えられる。</p> <p>戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍についても、厚生労働省回答の課題はあるが、一度、都道府県が戦没者等の死亡当時の戸籍を調査し、特別弔慰金受給の遺族の範囲を把握システムで管理すれば、請求者や今後請求が見込まれる遺族の負担(手続き、経費、時間)の削減となるほか、特別弔慰金の交付及び戸籍の交付を行う市町村の負担も削減されることから、改めて検討されたい。</p> <p>なお、改氏婚等で戦没者等の死亡当時の戸籍で遺族と確認できない者については、確認に必要な戸籍の提出を求めると規定することで懸念は解決されるものと考えられる。</p>		<p>【全国知事会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求めます。</p>		<p>氏名等届出書は、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」が改正され次期特別弔慰金を支給する場合(令和7年(戦後80周年)を想定)に使用されるものでも視野に入れつつ、簡素化の手段を検討してまいりたい。</p> <p>また、特別弔慰金の受給権を確保するためには、死亡当時の戦没者等と請求者の続柄を正確に把握することが必要であるため、前回請求者の同順位者であっても、初めて申請をする場合には、戦没者等の死亡当時の戸籍を確認することが必要である。</p> <p>今後、いくつかの都道府県に同順位者の戸籍省略についての質問をしたところ、過去に提出された戸籍の検索が困難で審査の負担が増す。受付時に同順位者かどうか判断できない、等の実務担当者の意見もあつたところ。また、特別弔慰金の請求手続においては、請求者居住地の市区町村(請求受付等)から居住地都道府県を経て戦没者等の本籍地のある都道府県に到達されて裁定が行われることとなる。このため、仮に裁定都道府県に戸籍提出の要旨の判断を要すると、請求者ごとに戸籍の提出要旨が異なることとなり、請求受付時や運送時に請求者、市区町村及び居住地都道府県において混乱を生じる恐れがある。</p> <p>このため、同順位者の戸籍の提出の省略については慎重な検討が必要と考えている。</p> <p>しかしながら、特別弔慰金の請求手続全般において、更なる簡素化は重要であると考えており、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」が改正され次期特別弔慰金を支給する場合(令和7年(戦後80周年)を想定)には、地方自治体及び請求者の負担が軽減するよう在り方を検討してまいりたい。</p>	<p>5【財務省】(8)戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭40法100)戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続については、遺族の高齢化等を踏まえ、簡素化する方向で検討し、令和6年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府省:厚生労働省)</p>	検討中	令和6年度中を目途	厚生労働省において遺族の高齢化等を踏まえ、簡素化する方向で検討している。	令和6年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
		<p>【全国知事会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求めます。</p>		<p>御提案を踏まえ、既存のシステム(国税地方税連携システム等)を活用することも視野に入れつつ、利用者の意見も聴きながら関係省庁間で検討を進めていく。</p>	<p>5【財務省】(6)国税徴収法(昭34法147)、国税通則法(昭37法66)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)税務署から地方公共団体への住民税課税情報等の照会(国税徴収法146条の2並びに国税通則法14条の1第1項及び2項)については、令和8年度に予定している国税情報システム(国税総合管理(KSK)システムと国税電子申告・納税システム(e-Tax))及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eL-TAX)の刷新・改修や、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の取組等を踏まえ、地方公共団体の事務負担を軽減する方向として、税務署から地方公共団体への二指帰の照会については、原則、オンラインにより実施する方向で検討を進めるとの結論を得た。</p>	検討中	令和8年度以降	令和8年度に予定している国税情報システム(国税総合管理(KSK)システムと国税電子申告・納税システム(e-Tax))及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eL-TAX)の刷新・改修や、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の取組等を踏まえ、地方公共団体の事務負担を軽減する方向として、税務署から地方公共団体への二指帰の照会については、原則、オンラインにより実施する方向で検討を進めるとの結論を得た。	令和8年度のオンライン化開始に向けて、今後、関係システムの刷新・改修等を進めるため、必要な予算の確保等を行う。
		<p>【全国知事会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求めます。</p> <p>【全国市長会】提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。</p>		<p>税務署管理権の種完記入漏れが見受けられるとの指摘を踏まえ、各国税局・税務署に対し、改めて事務処理手順の徹底を注意喚起することとしたい。</p> <p>また、「肉用牛の売却による所得の税額計算書」及び「収支内訳書」のデータ連携や、租税特別措置法第25条適用権の一覧表等による情報提供への協力については、令和8年度に予定されている基幹システムの刷新と地方税のeL-TAXのシステム更改に際し、国税・地方税双方の間取事務の更なる効率化の実現に向け、地方団体の意向も踏まえつつ、検討してまいりたい。</p>	<p>5【財務省】(4)地方税法(昭25法226)及び租税特別措置法(昭32法26)肉用牛の売却による農業所得の課税の特例(租税特別措置法(以下この事項において措置法という。))22条については、以下のとおりとする。①国税電子申告・納税システム(e-Tax)以外の方法により提出された所得税申告書については、措置法25条適用者の場合、各税務署が当該申告書の税務署管理権のうち「区分」欄に「1」(措置法25条適用者)又は「3」(措置法25条適用者の業務的修正)と補完記入を行うことについて、地方公共団体における国民健康保険料(税)に係る賦課(課税)事務等の円滑かつ適正な実施を図る観点から、「確定申告期における事務処理要領」において、当該補完記入に係る事務処理手順を徹底するよう、国税局及び税務署に周知する。</p> <p>【措置済み(令和3年10月27日付付国税庁管理運営課長、企画課長、課税総括課長、個人課税課長、資産課税課長指示)】「収支内訳書」に関する国・地方公共団体との情報連携並びに当該特例適用者の一覧表等による国から地方公共団体への情報提供については、令和8年度に予定されている国税に関する基幹システムである国税総合管理(KSK)システムの刷新及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eL-TAX)の更改に合わせて、国及び地方公共団体の間での間取事務の更なる効率化の実現に向け、地方公共団体の意向も踏まえつつ検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府省:総務省及び厚生労働省)</p>	1ポツ目			
						2ポツ目	刷新後の基幹システムの安定運用を考慮しつつ、実施予定時期を検討中。	国から地方公共団体への情報提供については、令和8年度に国税に関する基幹システムである国税総合管理(KSK)システムの刷新及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eL-TAX)の更改が予定されているところ、提案の情報も含めて関係府省とともに検討を進めている。	今後必要に応じて打合せを行い、令和8年度の実現に向けて検討を進める。

管理番号	課業区分		提案事項名	求る措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (課業の実態による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
112	B	地方に対する規制緩和	11.その他	地方税法第354条の2に基き、所得税又は法人税に関する書類について、市町村が所轄税務署へ臨場することなく閲覧可能なこと。 【第一】国税連携システム等の電子的手段を用いて、市町村が税務署へ臨場することなく閲覧可能なこと。 【第二】市町村が所轄税務署に臨場すれば、所轄外(※)の税務署が保有する国税資料についても、電子的手段等を用いて閲覧可能なこと。 ※当該市町村を所轄する税務署以外	【支障事例】 地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類は、国税連携システムでデータ連携し閲覧が可能となっている書類以外は、当該書類を保有する税務署へ臨場し閲覧又は記録をしなければならぬため、現地までの移動に時間や費用を要する場合がある。 【制度改正の必要性】 固定資産税のうち、償却資産については、納税義務者に申告義務があることから、提出された申告書類を精査し課税額を決定する。申告内容に疑義が生じた場合、そもそも申告すべき者からの申告がない場合等には、申告の催促や各種調査等を行う。市町村が推計で課税することも可能であるが、償却資産は動態であることから、所有者の特定が難しいこと、課税額の算出は取得価額と取得年によって行うことから、業務上推計は困難である。市内内に納税義務者の事業所がある場合等、所得税又は法人税に関する書類を国税連携システムで確認することができるが、市内内に納税義務者の事業所がない場合及び納税義務者が個人である場合は、当該納税義務者の所轄税務署(法人の場合は本店所在地、個人の場合は住所地)へ臨場して、所得税又は法人税に関する書類の閲覧を行う必要がある。法人の本店住所所在地が本市近郊であれば、当該本店所在地等の所轄税務署へ臨場することも可能だが、遠方である場合には、臨場に必要な時間及び経費の観点から断念せざるを得ず(※)、円滑な地方税運営に支障が生じており、税負担の公平性が確保できない恐れがある。なお、上記支障事例は、太陽光発電設備、工事現場で使用する重機、プレハブ等の所有者に多い傾向がある。市内内に太陽光発電設備を設置した法人(市内内に事業所なし)について、他府県本店等があることは把握しているものの、臨場を断念せざるを得ず、適正な課税までに時間を要した事例がある。 ※本市においては、このような事例が年間200件程度ある。	調査が効率化され、地方税の税負担の公平性確保がより重要なものとなる。 市町村における固定資産税(償却資産)の適正課税及び収確保が図られる。	地方税法第354条の2	デジタル庁、総務省、財務省	北見市、苫小牧市、美唄市、赤松市、名寄市、砂川市、石狩市、郡山市、いわき市、水戸市、高崎市、千葉市、小田原市、山梨県、長野県、豊橋市、半田市、知多市、八重市、山鹿市、中津市、宮崎市	北見市、苫小牧市、美唄市、赤松市、名寄市、砂川市、石狩市、郡山市、いわき市、水戸市、高崎市、千葉市、小田原市、山梨県、長野県、豊橋市、半田市、知多市、八重市、山鹿市、中津市、宮崎市	○本市では償却資産の年間申告件数約8,500件(法人約5,200件、個人約3,300件)のうち任意抽出にて法人約50件、個人約10件程を管轄の税務署に閲覧・複写しているが、税務署への作業依頼、スケジュール調整等が負担になっており、提案の改正が図られれば、業務に係る時間の短縮、業務の効率化、適正課税につながっていくと考えられる。 ○本市においては太陽光発電設備等について同様の支障事例がある。なお、国税連携システムでデータ連携し閲覧が可能となっている書類の中でも、所得税については償却資産の推計課税に必要な収支内訳書等(減価償却費の計算部分)の書類が添付されていない場合が多々あるが、所轄税務署に臨場すればその書類が添付されているケースがある。電子的手段を用いて当該市町村を所轄する税務署以外の資料が閲覧可能となった場合、添付書類等の改善が必要と思われる。 ○本市においても提案団体と同様の支障事例があり、実際に調査をすることができなかったこともあるため、提案内容に賛成する。 ○本市においても地方税法第354条の2により調査を行っているが、所得税又は法人税に関する書類については電子媒体での提供を断られているため、税務署にて紙台帳を閲覧し、内容を手書きで写しているため、多大な時間を費やしている。電子的手段により税務署に行くことなく閲覧可能になれば、調査に係る時間や費用の大幅な削減になり、加えて実地調査で発生する数も抑えられることから、より公平で適正な課税に繋がると考えられる。 ○本市では、市外在住者等の償却資産について、通知を送る等対応し課税処理をしている。一方、国税連携システム閲覧範囲外の利用が出来れば、それを踏まえて新たな手法で償却資産の把握を促す効果が得られる。 ○新規に事業所を設置した事業者等において、近年の償却資産申告書の提出がない場合には未申告として申告の恩恵を随時行っているが、当該事業者の所在地が遠隔地の場合、現状では関与税理士や資産状況の調査等は断念せざるを得ない。本市においてこのような事例は年間200件程度であるが、課税の公平性を担保し、適正な申告の必要性について納税義務者の理解と協力を得ること、将来的に悪質な未申告者等への推計課税の導入について調査研究を行うためにも、本提案について同意するものである。 ○提案団体が示す支障事例に加え、税務署で所得税又は法人税に関する書類(以下「国税資料」という。)の閲覧等を行うための日程調整等を要すること等の理由から効率的な調査が行えていない。本市においても遠方であることが理由で税務署での閲覧を行うことができない事例が年間300件程度ある。法人においては地方に支店が存在していることが多い。本店所在地を所轄する税務署へ赴くことが現実的に不可能である場合が多々ある。そのため、国税資料の閲覧方法を見直すことで、公平・適正課税に繋がると考えられる。さらには、国税資料の閲覧が全て電子化されることで調査の効率化に繋がるとも必要であると考える。 ○国税連携システムでデータ連携し閲覧が可能となっている書類以外については、月に1回程度、所管の税務署へ向かい閲覧しているが、移動に時間を要し、また記録にも時間を要している。法人の本店所在地等の所轄税務署が遠方の場合は、郵送で閲覧を依頼しているところであるが、税務署によっては、回答不可の場合もある。	国と地方団体との申告書等の情報連携については、双方の事務を効率化する観点から、国・地方間での申告書等データの連携を推進してきたところである。 また、固定資産税の償却資産に係る賦課徴収において、所得税又は法人税に関する書類を閲覧する必要がある場合には、地方税のオンライン手続のためのシステムであるe.TAXを経由すれば、国税から連携された電子申告書等データを地方団体において電子的な閲覧が可能となっている。 このため、国と地方双方の電子申告の利用率向上を図ることが重要であり、電子申告の利用促進やシステムの利便性向上を引き続き図っていくとしている。国税の基幹システムの刷新と地方税のe.TAXのシステム更新が令和8年度に予定されており、それを踏まえて、書面提出された書類に関するデータの連携など、閲覧事務の更なる効率化について、検討してまいりたい。 なお、当該市町村内に事業所等が存在せず法人住民税の申告が行われていない法人や、償却資産の申告が行われていない法人などに対する課税対象の捕捉のための調査の電子化に関する調査については、現行制度では、遠方の税務署まで直接臨場し、書類を「閲覧」又は「記録」することができず、「提供」を請求することはできないことから、当団体だけでも年間数万件もの調査を断念せざるを得ない状況であることや、税務署への臨場に必要な経費が1件に対し10万円を超える事例があること、償却資産の課税に大きな支障が生じている状況であること等を踏まえ、システムの変更を待たずして、法令の解釈・運用により対応できる措置について御検討いただきたい。 固定資産税のうち償却資産の賦課徴収は、登記制度がないことから、納税義務者からの申告によるところが大きく、申告内容に疑義がある場合及び申告がない場合には、適正に申告いただいている納税義務者との不公平をなくす観点からも、市町村はできる限りの調査を怠るべきが必要だと認識している。 税務行政運営上、国と市町村は相互に協力して事務の効率化を図ることが必要とされている中で、国税では、現行制度において、市町村に対して、帳簿事類その他の物件の「閲覧」又は「提供」を求めることができるとされており(国税連携法第74条の12)、市町村まででの臨場を求めることなく、資料提供を実施していることなども御提案いただきたい。			

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案事業検討専門委員会からの主な再検討の観点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容	対応方針の進捗(検討)状況			
見解	補足資料					推進方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの進捗(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		国と地方団体との申告書等の情報連携については、双方の事務を効率化する観点から、国・地方間での申告書等データの連携を推進してきたところであり、今後も引き続き双方で取組を進めていくことが重要である。求める措置の第二の提案の実現に当たっては、システム的には、令和8年度に予定されている国税の基幹システムの前転と地方税のeLTAXのシステム更改より前は対応が困難である。また、適用により対応できる措置については、新たな事務負担が生じる可能性があることから、課題等の整理が必要である。令和8年度に予定されている国税の基幹システムの前転と地方税のeLTAXのシステム更改では、国税・地方税双方の関連事務の更なる効率化の実現に向け、地方団体の意向も踏まえつつ、検討してまいりたい。	5【財務省】 (3)地方税法(第26条2項) 債権資産に対する固定資産税の賦課徴収に係る所得税又は法人税に関する書類の閲覧等(354条の2)の規定に基づく関連事務については、国及び地方公共団体の間での当該事務の更なる効率化の観点から、地方公共団体が電子的な手段により閲覧できる国税情報の拡充の実現に向け、令和8年度に予定されている基幹システムである国税総合管理(KSK)システムの前転及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の更改に合わせて、地方公共団体の意向も踏まえつつ、運用上の課題等を整理しながら検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省: デジタル庁及び総務省)	システム刷新	令和8年度に予定する国税・地方税の各システムの刷新後に、実施予定。	実現に向けて、「デジタル社会実現のための重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)施策案に【No.9-10】国税地方税連携の推進を記載。地方団体が電子的手段により閲覧できる国税に関する情報の拡充に向けて、地方団体の意向も踏まえつつ、関係者庁とともに、具体的な実現方式及びスケジュールを策定。	国税・地方税当局間において連携対象となる情報の範囲を拡大するため、必要となるシステム改修等に係る予算要求を行う。